

築上町告示第95号

平成24年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年8月23日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成24年9月3日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

9月7日に応招した議員

9月10日に応招した議員

9月11日に応招した議員

9月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成24年 第3回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成24年9月3日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成24年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - 町長の報告
 - 報告第3号 平成23年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第4号 平成23年度資産不足比率の報告について
 - 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第75号 平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第76号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第77号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第78号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 認定第1号 平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 日程第14 認定第7号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第79号 築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第80号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第81号 築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第82号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第83号 物品売買契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- 報告第3号 平成23年度健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 平成23年度資産不足比率の報告について
- 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
- 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
- 報告第7号 株式会社つききプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第75号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第3号)について

- 日程第5 議案第76号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第77号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第78号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 認定第1号 平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第79号 築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第80号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第81号 築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第82号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第83号 物品売買契約の締結について

出席議員（16名）

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	進 俊郎君		
会計管理者兼会計課長			田中 哲君
総務課長	吉留 正敏君	財政課長	則行 一松君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	松田 洋一君
税務課長	田村 一美君	住民課長	平塚 晴夫君
福祉課長	高橋 美輝君	産業課長	中野 誠一君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	久保 和明君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	古田 和由君
総合管理課長	宮尾 孝好君	環境課長	永野 隆信君
農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君	商工課長	神崎 一浩君
学校教育課長	金井 泉君	生涯学習課長	田原 泰之君
監査事務局長	石川 武巳君	代表監査委員	尾座本雅光君

午前10時00分開会

議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成24年第3回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。町長、新川君。

町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。ことしの夏は非常に暑かったわけですが、ようやく9月になり、朝晩少し過ごしやすい季節となりました。9月議会を招集いたしましたところ、御参加いただきまして大変ありがとうございます。

さて、ちょっと報告でございますけれども、まずは29日に国のほうが発表ございましたけれども、東南海地震の一応被害想定というものが、国のほうから最大ということで、出されてる、死者はすさまじいもんで三十数万人というふうなことで出ておりましたが、本町にかかわる分を若干御報告いたしますと、地震の強さは震度5強ということで、前回福岡県が発表しました瀬戸内海の地震とさほど変わりないだろうというふうなことでございます。

しかし、瀬戸内海のほうが若干強いのではなからうかなということで、瀬戸内海のほうの部分を警戒したほうがよからうと、こういう状況もございます。

それから、津波に対しては、瀬戸内海は50センチというふうな津波であろうという想定が出ておりましたが、今回は4メートルということでかねてから一応予想、それから町民のあるウチヤマさんという方が提案をしていただいて計算までしてきていただいたわけですが、これとほぼ同じ4メートルということで、津波についてはかねての予想ぐらいということでございます。

そして、到達時間というのが何でだろうかなと思うんですけれども、築上町が3時間14分と、豊前市は3時間19分、吉富が3時間24分というふうな国からの発表があつておるところでございます。

しかし、地震発生から3時間ということで、相当な退避作戦はできるのではなからうか、3時間という、ひとつ時間があるということで。

あとまた、これらのことを考えながら、今、防災計画の見直しをやっておるところでございますし、これらを参考に計画をつくって町民の皆さんに早く告示したいと、このように考えておるところでございます。

そして、次にJAの合併、これはもう本格的になりました。来年の4月1日発足を目途にやっておりますが、ほぼ合併本決まりでございます。

それで今、名前ということで、名前は京築を使うということで意見が一致しておりますし、あとはどういうふうになるかわかりませんが、次回の9月の24日だったか行われる合併協議会の中で、正式に決めようというふうな話になっておるようでございます。

それからあと、9月は敬老祝賀会、15日に催しますが、本町の100歳到達者、既に3名訪問をいたしてお祝いをしておるところでございます。

一人は、上り松の平野さん、それからもう一人は椎田中町の正野さん、それからもう一人、東八田の加未さんと、あと5名100歳に今年度平成24年度中に100歳に達する方がおります。湊北の浦畑さん、それから安武の幸野さん、伝法寺の竹内さん、それから山添の矢ヶ部さん、それから高塚の内山さんと、非常に100歳、高齢ということで、皆さん本当に長生きです。

それで、総勢現在100歳に到達した人が、築上町では20名おります。本当に高齢化の時代でございますけれども、全てが今女性の方で、タケウチさんがすれば男性一人という形になるのかと、こういうことでございます。

本議会につきましては、報告が5件、補正予算が4件、それから決算認定の議案として12件、条例案が3件、それから指定管理者の一応指定についてということで1件、あと契約を1件控えておるところでございます。

皆さんにおかれましては、慎重審議をしていただきながら御採択をしていただくようお願い申し上げます。今議会の開会の御挨拶、それから町長報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） これで報告を終わります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番、西口周治議員、1番、小林和政議員を指名します。

日程第2．会期の決定

議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

8月28日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

9月3日、月曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第83号の物品売買契約案件については、本日即決することとして協議しました。

9月4日火曜日、9月5日水曜日、9月6日木曜日は、議案考案日といたします。

9月7日金曜日は本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

9月8日土曜日、9月9日日曜日は休会とします。

9月10日月曜日は、本会議で一般質問とします。

9月11日火曜日は、一般質問の予備日とします。

なお、一般質問の予備日を使用しない場合は、休会といたします。

9月12日水曜日は、厚生文教常任委員会とします。

9月13日木曜日は、産業建設常任委員会とします。

9月14日金曜日は、総務常任委員会とします。

9月15日土曜日、16日日曜日は休会とします。

9月17日月曜日祝日は、休会といたします。

9月18日火曜日は、委員会の予備日とします。

9月19日水曜日は、本会議で委員長報告、質疑討論、採決です。

なお、委員会審議につきましては、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いします。なお、一般質問の受付締め切りは、あす9月4日午前12時までといたします。

以上、会期は、本日から9月19日までの17日間とすることが適当だと決定しましたので、御報告いたします。

また、クールビズについては、原発事故以来、節電の必要性を踏まえて、引き続き本会議においての服装はノーネクタイ、委員会においてはクールビズにて実施するということをお願いいたします。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日3日から9月19日までの17日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月19日までの17日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告

議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

議案は、お手元に配付していますように、議案第75号外20件であります。

ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて御報告いたします。

次に、町長から報告があります。

報告第3号平成23年度健全化判断比率の報告について、報告第4号平成23年度資金不足比率の報告について、報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についての5件を一括して報告していただきます。

職員の朗読の後、町長の報告内容の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 報告第3号平成23年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第4号平成23年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

議長（田村 兼光君） 吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。平成24年9月3日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 報告第3号でございますけれども、平成23年度健全化判断比率の報告でございます。

この判断比率は、4つの指標がございまして、実質赤字比率は、これは赤字でないのので該当ありません。

それから、2番目の連結実質赤字比率、これも赤字でないのので該当ありません。

3番目の実質公債費比率、これについては14.4%、それから将来負担比率は87.3%と平成23年度決算においては、このような数値になっております。

次に、報告第4号平成23年度資金不足比率の報告でございますけれども、この資金不足比率の分については、資金不足という形にはなっておりませんので該当がございません。

それから次に、報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございますけれども、平成23年度のしいだサンコー株式会社の経営状況は、純売上高8,364万1,178円、対前

年1,139万6,226円の減収となっております。これに対して、営業費用は8,353万3,941円で、対前年とは1,100万9,226円の減でございます。主な減収の要因は、町からの補助金収入及び花壇改修工事等々が少し減少したものでございます。

また、経常利益は35万4,483円、それから当期純利益は20万665円でございます。次に、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、売上利益が1,895万2,858円で、前年度に対し9万3,238円の増収となっております。営業費用は1,860万7,843円で、前年度に対して258万5,509円の増加となっております。経常利益は43万3,290円、当期純利益は25万775円となっております。

次に、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、純売上高9,411万2,433円で、前年度に対して536万9,988円の増収となっております。

それから、営業費用は8,715万5,841円で、前年度に対して302万878円の増加となっております。経常利益は736万2,130円、当期純利益は503万4,630円となっております。

以上でございます。

日程第4．議案第75号

日程第5．議案第76号

日程第6．議案第77号

日程第7．議案第78号

議長（田村 兼光君） 以上で報告を終わりました。議事に入ります。

お諮りします。日程第4議案第75号の平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第7議案第78号の平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第78号までを一括上程することに決定しました。

日程第4議案第75号の平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第7議案第78号の平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第75号平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第76号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第77号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第78号平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成24年9月3日、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第75号は、平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額112億3,990万円に1億5,120万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を113億9,110万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、電算システム更新費用 この中で健康管理システムそれから水道企業会計システム、これが2,067万4,000円でございます。

それから、前年度の補助金の精算に伴う国県返還金、これは障害者福祉の分でございますけれども1,009万7,000円でございます。

それから、かねてから簡易水道会計の統合に向けた水道基本計画策定のための特別会計の繰出金1,131万2,000円、それから町道維持補修工事費1,500万円、そして東八田学習等供用施設の改修事業が3,267万円が主なものでございます。

歳入は、民生安定施設整備費の調整交付金を充て、それから地方交付税確定による臨時財政対策債の減額、これは2,900万円の減額としてるところでございます。

それから、前年度の繰越金、これを1億4,440万6,000円を充てるものでございます。

その他、繰越明許費の設定が1件ございます。

次に、議案第76号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額2億9,644万5,000円に472万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億116万5,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、平成23年度の決算繰越額を計上いたしまして、保険料収納繰越に伴

う福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上するものでございます。よろしく御審議をいただきたいと思ひます。

それから、議案第77号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でござひます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,653万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億6,246万2,000円とするものでござひます。

内容といたしましては、先ほどの一般会計からの繰入金1,131万2,000円、それから前年度の繰越金を685万4,000円計上してござひます。

歳出は、先ほども申し上げましたが、水道事業基本計画策定業務委託1,653万5,000円を追加するものでござひます。

次に、議案第78号平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてでござひます。

本予算案は、既定の第3条予算の収益的支出を178万5,000円を増額いたしまして、2億3,117万2,000円に改めるものでござひます。

内容といたしましては、地方公営企業会計制度見直しに伴う新制度移行の支援業務委託料の計上による増額でござひます。

4議案ともよろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思ひます。

日程第8．認定第1号

日程第9．認定第2号

日程第10．認定第3号

日程第11．認定第4号

日程第12．認定第5号

日程第13．認定第6号

日程第14．認定第7号

日程第15．認定第8号

日程第16．認定第9号

日程第17．認定第10号

日程第18．認定第11号

日程第19．認定第12号

議長（田村 兼光君） 説明は終わりました。

お諮りします。日程第8認定第1号の平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定につい

てから、日程第 19 認定第 12 号の平成 23 年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 12 号までを一括上程することに決定しました。

日程第 8 認定第 1 号の平成 23 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 19 認定第 12 号の平成 23 年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 認定第 1 号平成 23 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号平成 23 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号平成 23 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 4 号平成 23 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号平成 23 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 6 号平成 23 年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 7 号平成 23 年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号平成 23 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度築上町特定環境保全公共下水道

事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第10号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第12号平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成24年9月3日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 認定第1号は、平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

平成23年度の一般会計の決算は、歳入総額が116億1,282万9,127円でございます。歳出総額は100億8,400万542円でございます。歳入歳出差し引きの総額が15億2,882万8,585円でございます。翌年度へ繰り越した一般財源は7,725万3,000円でございます。実質収支額は14億5,157万5,585円でございます。単年度収支は4,095万4,906円でございます。実質単年度収支は3億7,853万8,860円の黒字となっております。

なお、この実質単年度収支の中で、財政調整積立への、これが1億1,660万2,882円、それから繰上償還が2億2,098万1,072円となっております。

次に、認定第2号平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額は3,280万9,879円、歳出総額が3億4,303万7,814円、歳入歳出差引額が3億1,022万7,935円の赤字となっておりますが、この赤字分は平成24年度の歳入から繰り上げ充用をして補填をしております。

次に、認定第3号平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額549万994円、歳出総額1万1,857円、歳入歳出差引額は547万

9,137円でございます。

次に、認定第4号平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額60万4,315円、歳出総額57万5,095円、歳入歳出差引額は2万9,220円です。

本事業は、椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計の貸付金の返済回収業務を行っているものでございますが、貸付件数に対して非常に収納率はまだ33.3%ということで、なかなか苦慮しておるところでございます。

認定第5号平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本会計は、歳入総額が242万3,317円、歳出総額が242万3,317円ということで、一応歳入歳出同額となって収支ゼロでございます。

次に、認定第6号平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額が25億9,486万2,732円、歳出総額が26億4,550万8,812円ということで、5,064万6,080円の赤字になっております。

この分の赤字については、24年度歳入の一応繰上充用ということで補填を、しかし、国庫補助金が多分、過年度で入る予定になっておるところでございます。

次に、認定第7号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、歳入総額が2億6,796万6,882円、歳出総額が2億6,324万5,837円、歳入歳出差引額は472万1,045円でございます。

この黒字分については、平成23年度の保険料収入でございます。24年度に、この分については県の後期高齢者医療広域連合のほうへ払う納付金になっておるところでございます。

次に、認定第8号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額が2億1,780万4,132円、歳出総額が2億294万5,423円、差引額は1,485万8,709円でございます。築城基地の下水道事業の決算でございます。

それから、認定第9号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますけれども、歳入総額が6億1,562万6,512円、歳出総額6億31万4,593円、差引額は1,531万1,919円でございます。

これは、葛城地区の農業集落の排水事業の決算でございます。

次に、認定第10号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が4億7,577万6,624円、歳出総額4億3,505万4,652円でございます。差引額は4,072万1,972円でございます。翌年度に繰り越した財源が2,404万円ほどでございます。実質収支は1,668万1,972円でございます。

これは、椎田地区、それから一部西角田地区、これは2期分になりますけど、下水道事業費の決算でございます。

次に、認定第11号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が1億4,242万4,922円、歳出総額1億3,556万408円でございます。差引額は686万4,514円ということで、これは築城地区の第1、第2の簡易水道の、いわゆる特別会計でございます。

次に、認定第12号平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございますが、水道事業の経常的支出である収益的収支の収益については、営業収益が2億2,729万3,443円、営業外収益431万3,517円、総収益が2億3,160万6,960円、支出につきましては営業費用1億8,351万2,635円、営業外費用2,299万3,692円、総費用2億650万6,327円で、経常利益が2,510万633円となっております。特別損失は9万3,324円に計上させていただいております。当年度純利益は2,500万7,309円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入1,445万8,000円、総支出が1,546万460円となっており、不足額9,100万2,460円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしておるところでございます。

内容として、収入の主なものは工事の負担金1,171万4,000円、支出は建設改良費として建設改良事業費及び量水器の購入に2,264万633円、企業債償還金として8,281万9,787円となっております。

決算の認定については、よろしく御審議をいただき、御認定いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

ここで、代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いします。

代表監査委員（尾座本雅光君） おはようございます。代表監査委員をいたします尾座本です。どうぞよろしくお願いいたします。

築上町の平成23年度の決算における審査を、7月の9日から8月の2日にかけて町監査

事務局で丸山監査委員さんと実施いたしました。その結果につきまして、御報告を申し上げます。

平成23年度の一般会計の歳入歳出決算規模は、歳入が116億1,282万9,127円となっております。歳出は100億8,400万542円で、差し引き額は15億2,882万8,585円で、実質収支は14億5,157万5,585円、単年度収支は4,095万4,906円の黒字となっております。

一方、特別会計におきましては、歳入合計が43億5,579万309円で、歳出合計は46億2,867万7,808円で、実質収支は2億9,692万7,499円の赤字となっております。単年度収支においても、1,418万3,558円の赤字であります。

一般会計に特別会計をあわせたところでは、歳入総額が159億6,861万9,436円、歳出総額は147億1,267万8,350円、差し引きますと12億5,594万1,086円、実質収支11億5,464万8,086円で、単年度の収支が2,677万1,348円の黒字となっております。

23年度の決算統計調査 普通会計では、経常収支比率が90.6ポイント、対前年度比2.5ポイントの悪化をいたしてまます。財政力指数0.332、対前年度を比較しますと、0.013ポイント減少いたしてまます。実質公債費比率は、14.4ポイント、対前年度1.6ポイントの改善となっております。

また、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づく4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と資金不足比率の各指標とも、対前年度において改善された数字となっております。

今後とも、財政運営に当たりましては歳入の財源確保により一層努めるとともに、歳出の成果の明瞭化など計画性を持たせ、効果的・効率的な運営に努めることを望むものであります。

しかし、あわせ一般会計及び国民健康保険特別会計におきましては、それぞれ657万5,356円、それから935万906円の不納欠損処分が執行されてまます。不納欠損処分につきましては、処分に至らないよう個々の状況を十分調査し、適切な執行管理に努め、その処分につきましては法令等の趣旨に沿って厳正に運用されたいと。

なお、累積する収入未済額は、町税のほか住宅使用料、保険料、貸付金等に及んでおります。自主財源の確保はもとより、負担の公平を期する上からも、実効ある対策を講じられるよう要望するものであります。

また、町水道会計の状況は、総収益2億3,160万6,960円、総費用2億659万9,651円であります。当年度純利益は2,500万7,309円で、前年度の純利益額2,572万3,775円に比べますと、71万7,466円の減となっております。単年度の経営収支は安定傾向にあります。より一層の収益の向上を目指すよう要望いたします。

特に、有水率は当年度77.0%でした。前年度は77.9%に対してわずかに悪化している状況にあります。収益の根幹をなす有水率が依然と低い水準にあります。したがって、その原因究明に努めるとともに、水道料金の収納率向上等に一段の努力をされるよう要望いたします。

以上、前年度の決算監査の意見書で述べた要望事項につきましても引き続き検討お願いを申し上げ、監査報告とさせていただきます。

以上でございます。

日程第20．議案第79号

日程第21．議案第80号

日程第22．議案第81号

議長（田村 兼光君） どうも御苦労さまでした。

お謀りします。日程第20議案第79号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてから、日程第22議案第81号築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号から議案第81号までを一括上程することに決定しました。

日程第20議案第79号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてから、日程第22議案第81号築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第79号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第80号築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第81号築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成24年9月3日、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第79号は、築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定でございます。

本条例案は、空き家等が管理不全な状態になることの防止を図り、生活環境の保全、それから防犯のまちづくりを推進するに当たり、この築上町の空き家について、中に立ち入り調査を行い、

そして家主のほうに適正な勧告をするというふうなことで制定をするものでございます。

それから、次に議案第80号は、築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、有害鳥獣の被害防止の施設整備事業を実施するに当たりまして、補助金を除いた地方負担額に過疎債を充当した場合に、地方分担金を徴収する条例を改正する必要がございます。そのために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第81号築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、森林とのふれあい施設建設から20年を経過いたしまして非常に老朽化しており、施設の利用促進を図るために宿泊料金のいわゆる値下げをする改定を図り、多くの利用者を得るというふうなことで改正するものでございます。

3議案ともよろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第23．議案第82号

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第23議案第82号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第82号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求めます。平成24年9月3日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第82号は、公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、本案は、旧椎田町の地区集会所であり、これが指定管理の指定がされておりました。

今後、施設を地域のために皆さんが使っていただくように、指定管理を行うものでございます。これは、場所は坂本の地域になっておりますけれども越路・水原地区の集会所、それからもう一つは峯原の集会所の、これを指定管理するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第24．議案第83号

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

お諮りします。日程第24議案第83号物品売買契約の締結については、契約案件です。

したがって、日程第24号を会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 83 号を委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第 24 議案第 83 号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第 83 号物品売買契約の締結について、「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」小型動力ポンプ付積載車等購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成 24 年 9 月 3 日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 83 号は、物品売買契約の締結でございます。

本契約は、小型動力ポンプ付積載車 3 台の購入でございます。平成 24 年の 8 月 9 日に、5 社による指名競争入札を行い、結果はお手元に御配付の結果表のとおりでございます。

愛知ポンプ工業（株）北九州営業所が消費税込みの 2,046 万 4,500 円で落札をいたしました。

なお、この車の配置は、広末、それから本庄、安武に配備をするものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。西畑議員。

議員（10 番 西畑イツミ君） この物品売買契約の締結についてですが、広末、安武、本庄への小型動力ポンプ付の積載車の購入が言われましたが、どの地区にどういうものが配置されたのかを教えてください。

議長（田村 兼光君） 吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

今回、積載車 3 台購入するわけですが、うち 1 台は軽自動車となっております。軽自動車につきましては、広末地区の部に配備いたします。

それから、あとの 2 台につきましては、自治会名は安武第 1、第 2、第 3 自治会の部が今回統合されておまして、そこの上の原集会所の敷地内に消防小屋を建てかえましてそこに 1 台、それから上本庄、下本庄の部を統合いたしまして、旧上本庄の駐在所の跡地に消防小屋を新築いたしまして、そこに普通車を 1 台配付するということにしております。

議長（田村 兼光君） いいですか。

議員（10 番 西畑イツミ君） はい。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） この入札の結果表がついてますけど、最低制限価格入札で最低制限価格をしてなかったんでしょ。 してない、入札ですよ。上はしてますけど、最低はもう結局1万円でもいいっちゃうことですよ、極端な言い方したら。

でも、1万円じゃ当然納入できないだろうから、それじゃあ契約できませんちゅう話になるかもしれませんが、最低制限価格がないような入札で余りにも満額に近い金額で頭そろえて入札してますが、この結果について財政課長何か感じませんか。どうも思いません、この結果。

議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 入札の結果につきましては、私は不自然とは思っておりません。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） じゃ、当然2,000万で落札していいわけですから、1,949万で落札してますので、結果としては51万安く買えた、ね。満額からすると、安く買えたという、低い金額で買えたんだという捉え方もあるけれど、こういったものが、大体検討して見積もりも出してるでしようが、見積価格で、最低制限価格を町内の業者がする土木工事や建築工事に対しては、最低制限価格、制限してます。

そうすると、今談合やらない業者は、談合やってないと思うんですけど、当然見積もって最低制限価格を公表してますが、最低制限価格入札します。で、くじ引きになります。

だから、利率は地元で税金払う会社が儲かるような仕事にならないんです。こういった特殊なものかもしれませんが、5社もあるわけですから、もう少し勉強してもらおうように入札の方法も考えていただきたいと思いますが、どうですか。

議長（田村 兼光君） いいですか。

議員（7番 吉元 成一君） いや、どうですかって考えてください。考えないんですかって.....

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長の八野です。

御指摘のとおり、工事については最低制限価格、建築・土木とも設定しておりまして、あと設計並びに物品については制限価格を設けては、今現在ありません。

今回の物品購入の指名に当たっては、8月1日指名委員会で行ったところですけど、実績 過去の実績、納入業者、専門メーカーといいますが、そういうところで選考、選定したわけですけども、これが地元業者とか、そういう近隣のところでできるかどうかというのは、今後検討はしていきたいと思えます。

以上です。

議員（7番 吉元 成一君） 3回目、3回目……

議長（田村 兼光君） はい。

議員（7番 吉元 成一君） 要は、最低制限価格をしてないから1円でも、結果としては落札となりますよね。それから先は、業者と町と話し合いをして、これじゃ無理だろうということになると契約しないという形をとると思うんですけど、請負は請け負けと書きますんで、するという約束した以上、1円でも10円でも仕事してもらおうという方向で最低制限価格を制限しないという形なら納得できるんですけど、そういったことについても、今後十分検討していただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） いいですか。これから、そういうことのないように、ちゃんとするならするって説明せな。八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 最低制限価格の設定については、国等の指摘条項でもありますし、そこら辺は国等の通知等を見ながら考えていきたいと思います。

以上です。

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。まだ、あるかね。ないやろ、もう。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） ほかにありません。これで討論を終わります。

これより、議案第83号についてを採決を行います。議案第83号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの午前12時までとします。

・

議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで、散会します。

午前11時03分散会